

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年1月31日 午前9時30分
場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 17名

- | | |
|--------------|--------------|
| 2番 阿部 眞佐雄 委員 | 3番 小川 弘樹 委員 |
| 4番 渡邊 勝夫 委員 | 5番 田邊 敦子 委員 |
| 6番 三師 満夫 委員 | 7番 五十嵐 秀一 委員 |
| 8番 小林 茂宏 委員 | 9番 坂井 浩行 委員 |
| 10番 原田 勝 委員 | 12番 廣川 哲也 委員 |
| 13番 清野 秀作 委員 | 14番 佐藤 秀樹 委員 |
| 15番 佐藤 一富 委員 | 16番 藤田 吉則 委員 |
| 17番 熊倉 睦 委員 | 18番 田邊 稔 委員 |
| 19番 佐藤 裕雄 委員 | |

農業委員欠席委員 2名

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 野崎 文夫 委員 | 11番 渡邊 一英 委員 |
|-------------|--------------|

推進委員出席委員 18名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 清 委員
内山 敏雄 委員	大桃 伸之 委員
刈屋 一夫 委員	蒲澤 利嗣 委員
蒲澤 正 委員	北澤 正之 委員
栗原 一郎 委員	捧 幸伸 委員
長谷川 浄二 委員	原田 孝一 委員
松岡 博一 委員	吉田 精一 委員
吉田 昇 委員	渡邊 正 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義隆
臨時職員	渡辺 真那

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時35分 三條新聞社傍聴)

議長 (佐藤会長代理)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席17名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては定めにより私から指名をいたします。

4番、渡邊勝夫委員、16番、藤田吉則委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 (佐藤会長代理)

議事に入る前にお諮りしたいと思います。

議第1号及び第2号に議事参与の制限の該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書きに基づき、皆様のご同意をいただいで、議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長（佐藤会長代理）

それでは、ご同意をいただきましたので、そのように進めていただきます。

議長（佐藤会長代理）

それでは、さっそく議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局長（清水事務局長）

議題1号説明の前に、大変恐縮ですが、議案訂正のお願いと、併せてお詫びを申し上げます。

お手元に配布させていただきました「議第1号 正誤表」を、併せてご覧願います。

14ページをお願いします。

605番であります、「契約の種類」を4筆とも10a当り〇〇〇円と表示しておりましたが、正しくは、正誤表のとおり、樽山608番と中野原11番が10a当り〇〇〇円、樽山601番と610番1が毎年話し合いで決定するというものでありますので、訂正をお願いいたします。

大変申し訳ありませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして、ご説明いたします。

2ページをご覧願います。今月の申請は、3件で、合計面積4万1,924㎡であります。

なお、いずれも、先ほど開催されました、農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

それでは、1ページにお戻りいただき、570番から順にご説明いたします。

570番は、代官島地内の農地7筆・6,880㎡を、あっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当り約〇〇〇円であります。

571番は、金子新田地内外の農地計21筆・2万4,982㎡を、あっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

2ページをお願いします。

572番は、吉野屋地内の農地4筆・1万0,062㎡を、あっせんによる売買により取得したいものであります。価格は10a当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件について、ご説明いたします。

21ページをご覧願います。今月の申請は、
新規設定49件・面積25万9,952.84㎡、
再設定、8件・面積3万5,582.72㎡、
合計では、57件・面積29万5,535.56㎡であります。

それでは3ページにお戻りいただき、573番から順にご説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当り賃借料につきましては記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

573番から14ページの607番までの35件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

573番は、栗林地内の農地1筆・978㎡、

574番は、新光地内外の農地計7筆・5,206.61㎡、

575番は、吉田地内の農地2筆・1,805㎡、

4ページをお願いします。

576番は、上大浦地内の農地5筆・5,105㎡、

577番は、笹岡地内の農地3筆・3,168㎡、

578番は、笹岡地内外の農地計7筆・6,724㎡、

579番は、井戸場地内の農地6筆・5,951㎡、

580番は、井栗地内外の農地計9筆・6,414㎡、

581番は、井栗地内外の農地計4筆・3,790㎡、

6ページをお願いします。

582番は、井栗一丁目地内の農地1筆・2,023㎡、

583番は、井栗一丁目地内の農地3筆・4,045㎡、

584番は、須戸新田地内の農地2筆・1,809㎡、

585番は、東光寺地内外の農地計11筆・1万3,315㎡、

586番は、荒沢地内の農地3筆・6,346㎡、

587番は、荒沢地内の農地6筆・3,929㎡、

8ページをお願いします。

588番は、荒沢地内の農地2筆・4,151㎡、

589番は、森町地内外の農地計4筆・5,960㎡、

590番は、井戸場地内の農地5筆・4,461㎡、

591番は、荻島地内の農地29筆・1万3,478㎡、

10ページをお願いします。

592番は、井戸場地内の農地7筆・4,043㎡、

593番は、代官島地内外の農地計6筆・5,490㎡、

594番は、代官島地内の農地3筆・1,157.23㎡、

595番は、代官島地内外の農地計4筆・2,423㎡、

596番は、北入蔵二丁目地内の農地5筆・7,153㎡、

597番は、東大崎地内の農地2筆・2,041㎡、

12ページをお願いします。

598番は、新光地内の農地7筆・4,998㎡、

599番は、中浦地内の農地4筆・3, 810㎡、
600番は、中浦地内の農地7筆・5, 664㎡、
601番は、中浦地内の農地4筆・2, 563㎡、
602番は、檜山地内の農地9筆・1万4, 173㎡、
603番は、檜山地内の農地3筆・6, 598㎡、
14ページをお願いします。

604番は、檜山地内の農地3筆・7, 066㎡、
605番は、檜山地内外の農地計4筆・6, 872㎡、
606番は、中野原地内の農地1筆・2, 223㎡、
607番は、中野原地内の農地3筆・5, 773㎡、

以上35件は、相対で、新規に、それぞれ利用権設定を、するものであります。

次の608番から18ページの621番までの14件は、「農地中間管理事業」に伴い、公益社団法人「新潟県農林公社」が、新規に、利用権設定をするものであります。

それでは、608番から、順に、ご説明いたします。

608番は、飯田地内の農地1筆・2, 456㎡、
609番は、白山新田地内の農地1筆・3, 506㎡、
610番は、柳川新田地内外の農地計7筆・1万2, 818㎡、
16ページをお願いします。

611番は、柳川新田地内外の農地計6筆・6, 767㎡、
612番は、下保内地内の農地1筆・882㎡、
613番は、下保内地内の農地3筆・5, 142㎡、
614番は、下保内地内の農地3筆・2, 021㎡、
615番は、東鱈田地内外の農地計3筆・4, 024㎡、
616番は、大島地内の農地7筆・5, 154㎡、
617番は、大島地内の農地8筆・7, 963㎡、
18ページをお願いします。

618番は、大島地内の農地3筆・2, 442㎡、
619番は、川通中町地内の農地2筆・1万5, 554㎡、
620番は、江口地内の農地2筆・4, 144㎡、
621番は、中浦地内の農地9筆・6, 374㎡、

以上、14件は、新潟県農林公社が、新規に利用権を設定するものであります。

次の622番から、21ページの629番までの8件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は私の隣に着席願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

それでは、第3調査部会の調査結果について、ご報告いたします。

第3調査部会では、1月24日午前9時00分から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員と佐藤会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定をへて、午前10時57分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転3件、新規設定49件、再設定8件、合計件数60件、面積33万7,459.56㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が、利用権設定をする案件以外の46件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また、新潟県農林公社が利用権設定をする14件につきましても、いずれも、農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

議長（佐藤会長代理）

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。

議第1号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明いたします。

24ページをご覧ください。今月、意見を求められている案件は、新規設定9件・面積7万9,247㎡、利用権移転1件・面積6,685㎡、合計では、10件・面積8万5,932㎡であります。

22ページにお戻りいただき、1番から順にご説明いたします。

なお、「議第2号参考」としまして、本年1月10日現在の「借受希望者リスト」を送付させていただいておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。

一番左側の番号欄のカッコ内に記載されております番号は、先ほどご審議をいただきました、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間、及び10a当り賃借料、受け人の状況につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、飯田地内の農地1筆・2,456㎡、
2番は、白山新田地内の農地1筆・3,506㎡、
3番は、柳川新田地内外の農地計13筆・1万9,585㎡、
4番は、下保内地内の農地7筆・8,045㎡、
5番は、東鱒田地内外の農地計3筆・4,024㎡、
6番は、大島地内の農地18筆・1万5,559㎡、
7番は、川通中町地内の農地2筆・1万5,554㎡、
8番は、江口地内の農地2筆・4,144㎡、
24ページをお願いします。

9番は、中浦地内の農地9筆・6,374㎡、

以上、9件は、それぞれ、記載の借り受け人に、新規に、貸し付けをしたいとするものでございます。

続きまして、利用権移転の案件につきまして、ご説明いたします。

10番は、平成31年1月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がされた利用配分計画のうち、記載の吉野屋地内の農地1筆・6,685㎡について、耕作者

の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。
以上、1件は、記載の借り受け人に、利用権移転したいとするものでございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に、調査部会からの調査結果を報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規件数9件、利用権移転1件、合計件数10件、面積8万5,932㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見であります。以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

議長（佐藤会長代理）

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。

議第2号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤会長代理）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は「農用地の農用効率化及び、高度化の促進を図る観点から異議ないものと認める。」ことで答申します。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明いたします。

26ページをご覧ください。今月の申請は5件で、合計面積3万6,895㎡であります。

25ページにお戻りをお願いします。

53番は、上保内地内の農地1筆34㎡を譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は10a当り〇〇〇円であります。

54番は、長嶺地内の農地3筆652㎡を、譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は10a当り約〇〇〇円であります。

55番は、新屋地内の農地11筆1万6,354㎡を、譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は10a当り約〇〇〇円であります。

26ページをお願いします。

56番は、荻掘地内の農地1筆978㎡を、同一世帯内において、譲り受け人が贈与により取得するものであります。

52番は、小古瀬地内外の農地計3筆1万8,877㎡を、譲り受け人が、事業規模拡大を図るため、解除条件付貸借契約により賃借権を設定するものであります。なお、申請に当たり地元農区及び自治会が確認をした「適切な役割を担う旨の誓約書」が添付されており、従事する役員等の農業従事の状況も申請書に記載されているところであります。

以上説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるもの1件、賃貸借によるもの1件、合計件数5件、面積3万6,895㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や、機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

議長（佐藤会長代理）

ご発言が無いようですので、お諮りいたします。

議第3号につきまして、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

27ページをご覧ください。今月の申請は3件で、合計面積2,552㎡であります。

106番は、新光町地内の農地1筆307㎡を、使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、にじいろ保育園北西350m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

107番は、下坂井地内の農地1筆264㎡を、使用貸借権の設定により、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、新潟県立三条商業高等学校北東250m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

108番は、猪子場新田地内の農地8筆1,981㎡を賃貸借権の設定により、米乾燥施設1棟、育苗施設、駐車場及び通路等の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市清掃センター西側400m付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は、第1種農地と判断されます。なお、転用目的が、農業用施設の整備であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数3件、面積2,552㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

議長（佐藤会長代理）

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明いたします。

今回、三条市長から意見照会のありました案件は、三条地区が重要変更1件、栄地区が重要変更2件、下田地区が重要変更1件の合計4件であります。

最初に、三条地区の重要変更についてご説明いたします。

28ページをご覧ください。

1番は、申請者〇〇〇〇の案件であります。

位置につきましては、29ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、西本成寺二丁目1140番で、登記地目は畑、現況地目も畑で、面積433㎡であります。

申請者は申請地向かい側で自動車整備業を営む事業所であります。

変更理由は、業績の伸びに伴い整備前後の自動車置場に不足をきたしていることから、申請地に駐車場を設置したいものであります。

位置選定に当たり、既存施設周辺には必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設との一体性が図れ、周辺農地に影響の少ない、既存施設北側の当該地を選定されたものであります。

施設の概要は駐車場12台となっております。

次に栄地区の重要変更についてご説明いたします。

30ページをご覧ください。1番から順に説明させていただきます。

1番は、申請者〇〇〇〇の案件であります。

位置につきましては、31ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、川通東町108番で、登記地目は畑、現況地目も畑で、面積392㎡であります。

申請者は隣接地で建設業を営む事業所であります。

変更理由は、業績の伸びに伴い駐車場に不足をきたしていることから、申請地に駐車場を設置したいものであります。

位置選定に当たり、既存施設周辺には必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設との一体性が図れる、西側隣接地である当該地を選定されたものであります。

施設の概要は駐車場9台となっております。

2番は、申請者〇〇〇〇の案件であります。

位置につきましては、32ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、尾崎2784番ほか1筆、合計2筆で、登記地目は田、現況地目も田で、合計面積1,503㎡です。

申請者は隣接地で鍛造品の製造販売業を営む事業所です。

変更理由は、業績の伸びに伴い開発設計検査部棟を整備することになり、業務の連携を検討した結果、既存駐車場敷地を利用して建設することになったため、申請地に建設に伴い不足することになる駐車場を設置したいものであります。

位置選定に当たり、既存施設周辺には必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設との一体性を図れる、北側隣接地である当該地を選定されたものであります。

施設の概要は駐車場51台となっております。

次に、下田地区の重要変更についてご説明いたします。

33ページをご覧ください。

1番は、申請者〇〇〇〇さんの案件であります。

位置につきましては、34ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、大谷地263番で、登記地目は畑、現況地目も畑、面積は315㎡であります。

変更理由は、現在、申請者は、隣接地において居住しておりますが、平成23年7月に発生した新潟福島豪雨の際に、現住宅敷地の西側が削り取られ、住宅と河川との間隔がなくなり危険であることから、申請地に住宅を建て替えたものであります。

位置選定に当たり、現住居に隣接し、周辺農地への影響の少ない、既存農機具格納庫の建つ農業用施設用地を含む当該地を選定されたものであります。

施設の概要は住宅1棟及び既存農機具格納庫兼車庫1棟となっております。

以上合計4件であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に、調査部会の調査結果報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区で、件数1件、面積433㎡、栄地区で、件数2件、面積1,895㎡、下田地区で件数1件、面積315㎡、合計件数4件、合計面積2,643㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、全件、変更やむを得ないものと認めるという意見であります。以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

議長（佐藤会長代理）

ご発言が無いようですので、お諮りいたします。

議第5号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり、決するにご異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (佐藤会長代理)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (佐藤会長代理)

第3調査部会長は自席へお戻りください。

議長 (佐藤会長代理)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただ今、議事の中で報告頂いておりますので、省略をいたします。

議長 (佐藤会長代理)

それでは、報第2号「農政対策部会の結果報告」について、農政対策部会長より報告をお願いします。農政対策部会長は、私の隣に着席願います。

10番、原田勝委員。

農政対策部会長 (10番原田勝委員)

農政対策部会の報告をいたします。

11月の総会で付託を受けました令和2年度農作業賃金・機械作業料金については、12月26日開催の総会において、農政対策部会の素案に対し、意見等の募集を行いました。期限の1月10日(金)までに意見などがなかったことから、当初の素案を原案とし、文書協議により、決定とさせていただきます。

それでは、お手元に配布してあります「令和2年度農作業賃金・機械作業料金等標準額」の資料をご覧ください。

まず、裏面の令和元年度の近隣市・町の農作業賃金及び機械作業料金標準額をご覧ください。近隣の標準額と比べますと、三条市は各作業料金とも高めに設定されています。

これら近隣の状況や物価の動向などから、前年度と同額が妥当であると判断し、表面の標準額といたしました。

ただし、学生アルバイトについては、新潟県の最低賃金を下回らないよう、200円アップの6,700円といたしました。

つぎに、消費税の表記方法についてですが、前年度は10月に消費税が10%に改正となるため、消費税込みと消費税抜きの2段階きで表示をしておりましたが、令和2年度は

消費税の改正もないことから、従来と同様に、消費税込みだけの表示としました。

この標準額は、あくまでも参考にお示しするものであります。圃場の条件などを考慮し、双方の話し合いで決めてもらうことが基本であります。

続きまして、お手元に配布してあります令和元年度三条市賃借料情報をご覧ください。

こちらは、平成31年1月から令和元年12月までの1年間に締結された賃借契約をまとめたものであります。

令和元年に利用権設定された金納の平均締結額の傾向としましては、前年との比較で、三条地域は、1,000円、栄地域は800円上がっており、下田地域におきましては1,800円下がっております。

以上、農政対策部会の報告でございます。ありがとうございました。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは報告の中でご質問ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

議長（佐藤会長代理）

ご発言が無いようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。農政対策部会長は、自席へお戻り願います。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、「報第3号」から「報第6号」まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書より説明）

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

議長（佐藤会長代理）

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（佐藤会長代理）

来月の調査部会開催案内をお願いします。

第1調査部会、部会長代理7番、五十嵐秀一委員をお願いします。

第1 調査部会（部会長代理 7 番五十嵐秀一委員）

来月は、第1 調査部会の当番であります。2月25日午前9時00分から、厚生会館第2集会室で会議を行います。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

議長（佐藤会長代理）

なお、来月の総会は28日午前9時30分からを予定しております。

議長（佐藤会長代理）

それでは、長時間に渡ってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、定例総会を閉会いたします。

午前10時27分閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長代理

議事録署名委員（4番）

議事録署名委員（16番）
